

# 平成13年度予算の概要

予算の提案に際し、市長から所信と施策の概要について説明がありました。市長は「平成十三年度予算は、第三次総合計画後期実施計画の初年度に当たることから、その基本方針を踏まえた施策が展開できるように努めた」とし、このため、事務事業の見直しや人件費など経常的経費の節減合理化を一層徹底するとともに、「少子高齢化対策の推進」「環境の保全」「都市機能の充実」などの重点施策に積極的に取り組む中で、特に市民生活に密着する福祉やごみ処理の分野を中心に、緊急度、優先度などを総合的に勘案し配分いたしました。また、かまくら行財政会議からの提言などを踏まえて行財政改革の推進に努めるとしました。予算案の編成に当たっては、厳しい財政状況下であるものの、鎌倉に住んでよかった、いつまでも住み続けたい、自分の代だけでなく、子や孫たちにも住ませたいと思えるようなまちづくりをめざし、市民の皆さんとともに明るい展望を切り開く協働型社会づくりを強く意識したとし、予算の性格を「二十一世紀の礎予算」としました。

その後、予算案に盛り込まれた主な事業を第三次鎌倉市総合計画の将来都市像の実現に向けた「六つの将来目標」に沿って説明を行いました。

市長の責務は、新世紀を迎えた今日、基礎固めをしっかり行い、ルートを見定めながらも階を一步一歩着実に登っていくことであるとし、第三次総合計画後期実施計画を円滑に推進し、市民の皆さんの期待に応えられるよう、これからの職員と一丸となって全力を傾けてまいります。存であると結びました。

以下、新年度の主な事業は：

【人権を尊重し、人との出会いを大切にすまち】

○平和推進事業、人権問題啓発事業の実施○(仮称)女性センターの開設○鎌倉市民親善都市交流の推進○敦煌市との友好都市交流事業の充実

【歴史を継承し、文化を創造すまち】

○世界遺産登録に向けた本市の特徴の検討と遺構発掘調査の実施○中世歴史調査研究室の充実○国指定史跡鶴岡八幡宮境内御谷地区等の買収○(仮称)文化のマスタープラン策定○(仮称)川喜多記念館建設に向けた調査の着手○旧華頂宮邸庭園整備

【都市環境を保全・創造すまち】

○常盤山の保全(緑地の買い入れ)○緑地保全基金への積立○緑地保全契約事業の推進○(財)鎌倉中央公園の整備(用地取得)○鎌倉海浜公園由比が浜地区の整備○ごみ減量化・資源化の推進(家庭用生ごみ処理容器購入費助成制度の充実、集合住宅共用生ごみ処理機の導入、事業系生ごみの減量化・資源化)○名越クリーンセンター改修工事○今泉クリーンセンターの中継施設化の準備と資源化施設としての活用方策の検討○ごみ処理広域化基本計画策定に向けた取り組み○焼却残さの全量溶融固化処理○一般廃棄物処理施設建設基金への積立○まち美化の推進(まち美化行動計画の策定と実施)○景観づくりへの意識の普及・啓発

### 【健やかで心豊かに暮らせるまち】

○生活支援型ホームヘルプサービス、生活支援型デイサービスの実施○配食サービスの充実○徘徊高齢者の所在確認システムの導入○デイセンター事業の実施○在宅介護慰労金の支給○特別養護老人ホーム二カ所、デイサービスセンター二カ所、老人保健施設二カ所、痴呆性高齢者のグループホーム一カ所の整備支援○小規模デイサービスセンターの整備助成と在宅介護支援センター四カ所の整備○小児医療費助成の充実○ファミリーサポートセンター設立準備○母子保健・成人保健の充実○精神障害者地域生活支援センター設立準備○学校評議員制度の導入○情報教育の推進○不登校対策の充実○小学校プールの建て替え(小坂小)○(仮称)生涯学習センターの開設○図書館・公民館の閉館日の拡大○文学館事業の充実(財団法人鎌倉市芸術文化振興財団への管理や運営の委託)○青少年会館・子ども会館・子どもの家の運営○(仮称)山崎地区屋内温水プール建設の調査・準備

### 【安全で快適な生活を送れるまち】

○自主防災組織活動支援○消防団器具置場の建設(玉縄地区第十一分団)○既成宅地における防災工事助成○市民の自主的なまちづくり活動支援○古都中心市街地まちづくり構想の推進(鎌倉駅周辺地区まちづくり基本計画の策定)○深沢地域のまちづくり(用地取得、早期事業化への取り組み)○砂押川プロムナードの整備○パークアンドライドや交通環境手形の実施○オムニバスタウン計画の推進(バスステップバス・バス運行状況案内システムの導入)○浸水対策調査の実施(岡本一丁目周辺)

○パソコン講座の実施○腰越漁港改修に向けた測量・土質調査の実施○産業振興事業の推進(鎌倉産業振興推進会議の開催)

### 【基本計画の推進に向けて】

○鎌倉ケーブルテレビを活用した市政情報番組の充実○市民チャンネル開設に向け市民ボランティアによる番組制作○市民活動センターの充実

※各会派の評価と見解を三・四面に掲載しました。

(以下、表は予算案総括表、一般会計の目的別内訳及び財源内訳)

平成13年度予算総括表

会 計 名		(単位：千円、%)			
		平成13年度当初予算額	平成12年度当初予算額	比 較	伸 び 率
一	般 会 計	52,208,200	51,586,200	622,000	1.2
特 別 会 計	下 水 道 事 業	10,733,400	9,834,800	898,600	9.1
	大船駅東口市街地再開発事業	407,700	393,900	13,800	3.5
	国民健康保険事業	12,148,500	11,369,200	779,300	6.9
	老人保健医療事業	17,101,200	17,808,900	△ 707,700	△ 4.0
	交通災害共済事業	41,800	41,500	300	0.7
	勤労者福祉共済事業	28,900	29,200	△ 300	△ 1.0
	競 輪 事 業	0	5,749,000	△ 5,749,000	皆 減
	公共用地先行取得事業	1,067,600	1,370,900	△ 303,300	△ 22.1
	介護保険事業	6,737,600	5,740,000	997,600	17.4
	特別会計合計	48,266,700	52,337,400	△ 4,070,700	△ 7.8
	総 合 計	100,474,900	103,923,600	△ 3,448,700	△ 3.3

一般会計の目的別内訳

区 分	平成13年度当初予算額	
	金 額	構成比
議 会 費	460,343	0.9
総 務 費	7,613,145	14.6
民 生 費	10,557,672	20.2
衛 生 費	6,679,776	12.8
労 働 費	494,550	1.0
農 林 水 産 業 費	112,494	0.2
商 工 費	475,746	0.9
観 光 費	209,020	0.4
土 木 費	11,284,080	21.6
消 防 費	2,757,649	5.3
教 育 費	5,958,767	11.4
公 債 費	4,554,958	8.7
諸 支 出 金	1,000,000	1.9
予 備 費	50,000	0.1
合 計	52,208,200	100.0

一般会計の財源内訳

区 分	平成13年度当初予算額	
	金 額	構成比
市 税	35,000,000	67.0
分担金及び負担金	365,803	0.7
使用料及び手数料	878,588	1.7
財 産 取 入	119,993	0.2
寄 附 金	49,787	0.1
繰 入 金	1,591,282	3.0
繰 越 金	600,000	1.1
諸 収 入	1,905,889	3.7
計	40,511,342	77.6
地 方 譲 与 税	300,000	0.6
利 子 割 交 付 金	910,000	1.7
地 方 消 費 税 交 付 金	1,500,000	2.9
ゴルフ場利用税交付金	36,000	0.1
特別地方消費税交付金	0	0.0
自動車取得税交付金	450,000	0.9
地方特例交付金	1,600,000	3.1
地 方 交 付 税	30,000	0.1
交通安全対策特別交付金	30,000	0.1
国 庫 支 出 金	3,120,599	6.0
県 支 出 金	1,723,759	3.3
市 債	1,996,500	3.8
計	11,696,858	22.4
合 計	52,208,200	100.0

## 条例の一部改正

### 競輪事業からの撤退など

今定例会に市長から予算に關連する議案として、条例の一部を改正するための議案八件が提出されました。

議会では審議の結果、いずれの議案も総員の賛成で原案を可決しました。主な議案の内容は、次のとおりです。

◎鎌倉市市有財産評価審査会条例等

かまくら行財政プランに基づき審議会等の見直しを行うため、市有財産評価審査会条例など十一条例について、委員数及び委員会構成等の規定を改正するほか、設置目的を達成し存続の必要がなくなった審査会等を規定する二条例を廃止するものです。

◎鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例

社会情勢や勤務実態等の変化に対応し、現行二十二種類ある特殊勤務手当のうち電子計算業務手当など二種類の手当を廃止するほか、三種類の手当について支給対象業務を限定するものです。

◎鎌倉市職員の退職手当に関する条例

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当を受けられる期間について同法と同様の改正を行うとともに、中央省庁等改革関係法の施行に伴う規定の整備を行うものです。

◎鎌倉市特別会計条例等

昭和二十六年から実施してきた競輪事業からの撤退決定に伴い、競輪事業特別会計を廃止するために特別会計条例の一部を改正するとともに、競輪事業運営委員会条例など関連の三条例を廃止するものです。

◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例

小児医療費の助成制度の充実を図るため、通院の場合の医療助成の対象年齢について現在の二歳児までを三歳児までに引き上げるなどの改正を行うものです。

◎鎌倉市福祉センターの設置及び管理に関する条例

福祉センター内の施設として老人福祉法に規定する老人デイサービス事業を行う施設及び介護保険法に規定する通所介護施設を規定し、通所介護施設を利用する事業者の施設利用の承認についての規定の整備を図るものです。また、老人福祉サービスセンターとし、その位置を定めるほか、在宅福祉サービスセンターの施設として老人福祉法に規定する老人デイサービス事業を行う施設及び介護保険法に規定する通所介護を行う施設を規定し、通所介護施設を利用する事業者の施設利用の承認について規定の整備を図るものです。また、老人デイサービス事業施設の管理を、二階堂在宅福祉サービスセンターは社会福祉法人きしる社会事業福祉法人とし、その位置を定めるほか、在宅福祉サービスセンターの施設として老人福祉法に規定する老人デイサービス事業を行う施設及び介護保険法に規定する通所介護を行う施設を規定し、通所介護施設を利用する事業者の施設利用の承認について規定の整備を図るものです。また、老人デイサービス事業施設の管理を、二階堂在宅福祉サービスセンターは社会福祉法人きしる社会事業福祉法人とし、その位置を定めるほか、在宅福祉サービスセンターの施設として老人福祉法に規定する老人デイサービス事業を行う施設及び介護保険法に規定する通所介護を行う施設を規定し、通所介護施設を利用する事業者の施設利用の承認について規定の整備を図るものです。

◎鎌倉市文学館の設置及び管理に関する条例

鎌倉文学館の弾力的かつ効率的な運用を図るため、文学館の管理を財団法人鎌倉市芸術文化振興財団に委託するとともに、委託に伴い同財団が委嘱することとなるため、館長及び文学館協議会の規定を削除するものとす。